

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急（追加）支援事業費支援金にかかるQ&A（障害者施設等）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	対象となる事業所等は。	<p>支援金の申請時点で障害者総合支援法等に規定する以下の障害福祉サービス施設・事業所としての指定を受けて、長崎県内でサービス提供を行う事業者が対象となります。</p> <p>対象サービス：入所系、通所系、訪問系</p> <p>入所系：障害者支援施設、共同生活援助、短期入所（空床利用型を除く）、宿泊型自立訓練、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p>通所系：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、<b>就労選択支援</b>、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>訪問系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p> <p>なお、No.7で説明する食材費高騰に係る支援については、対象サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、<b>就労選択支援</b>、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援（児童発達支援センター）は、<b>申請日時点で、食事提供体制加算（食事提供加算）が算定可能な事業所として指定権者に届出がされている事業所であると県障害福祉課が確認できる事業所に限ります。</b></p>
2	対象・要件	令和7年度中途で休止・廃止した事業所は対象になるか。	<p>申請時点で休止・廃止している事業所は対象なりません。</p> <p>また、支給要領第2に定めるとおり、「支援金の受領後も事業を継続する意思があること」を支給要件としておりますので、申請時点では事業所を運営している場合であっても令和7年度中に休止・廃止することが具体的に予定されている事業所は、対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>なお、支援金を支給した後に令和7年度中に休止・廃止された場合には、支援金を県に返還していただきます。</p>
3	対象・要件	令和6年度以前に事業を休止し令和7年度に入って再開した事業所は対象になるか。	<p>申請時点までに再開した事業所は対象となります。</p> <p>なお、現在休止中の事業所であっても、申請期限の<b>2月末</b>までに事業が再開され、かつその後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。</p>

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急（追加）支援事業費支援金にかかるQ&A（障害者施設等）

No	区分	質問	回答
4	対象・要件	支援金の支給を受けた後、やむなく事業所を休止・廃止する場合には、支援金の返還が必要になるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点で施設の廃止（休止）を届け出ている場合や、令和7年度中（令和7年4月から令和8年3月まで）に廃止（休止）する予定の場合は、支援金支給の対象となりません。令和7年度中にやむなく廃止（休止）された場合でも、支給要領第2の2の要件を満たさないことになるため、支援金を返還していただきます。</li> <li>申請時点で事業継続の意思があり、休止・廃止の具体的な予定がない場合に、支援金の支給対象となります。</li> </ul>
5	対象・要件	令和7年度に新設した事業所は支給の対象となるか。	申請書の提出期限までに、支援対象である障害福祉施設・障害福祉サービス事業所としての指定、許可を受け、支援金の申請を行った場合は、支給対象となります。
6	対象・要件	<p>生活介護と就労継続支援B型を多機能型事業所として実施しているが対象か。 居宅介護と重度訪問介護を実施している場合は対象か。</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護を実施している場合は、事業所数はどのようにになるのか。</p> <p>障害者支援施設（共同生活援助事業所）で空床型短期入所を実施しているが、対象になるのか。</p> <p>障害者支援施設（共同生活援助事業所）と併設型短期入所事業所を実施している場合は、定員数何人で申請するのか。</p> <p>生活介護事業所と単独型短期入所事業所を実施している場合は、どのように申請するのか。</p> <p>放課後等デイサービスと児童発達支援センターではない児童発達支援の多機能型事業所を実施しているが、どのように申請するのか。</p> <p>放課後等デイサービスと児童発達支援の多機能型事業所で保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援もあわせて実施しているがどのように申請するのか。</p>	<p>多機能型事業所として実施している事業所も対象になりますが、2以上のサービスを実施する多機能型事業所であっても1事業所として申請してください。</p> <p>光熱費部分の支援は対象となります。ただし、居宅介護と重度訪問介護の2事業所実施していても<u>1事業所としてカウントします</u>。</p> <p>上記と同様に光熱費部分の対象になりますが、1の事業所で4事業を実施されても<u>1事業所としてカウントします</u>。</p> <p>短期入所については、単独型、併設型事業所を支給対象とします。空床型短期入所事業所は、本体施設の障害者支援施設（共同生活援助事業所）の定員数で申請をお願いします。</p> <p>障害者支援施設（共同生活援助事業所）の定員数と併設型短期入所事業所の定員数を合計した数を障害者支援施設（共同生活援助事業所）の定員数として申請をお願いします。</p> <p>生活介護事業所は通所系事業所として、単独型短期入所事業所は入所系施設・事業所として、それぞれ支給対象となりますので、それぞれ申請してください。</p> <p>光熱費は対象ですが、食事提供加算が算定できないため、食材料費部分の支援金は対象外となりますので、光熱費部分のみ申請してください。</p> <p>放課後等デイサービスと児童発達支援の多機能型事業所は、通所系事業所<u>1事業所として光熱費を、保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援の2事業を訪問系1事業所として申請してください</u>。</p>

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急（追加）支援事業費支援金にかかるQ&A（障害者施設等）

No	区分	質問	回答
7	対象・要件	支援スキームはどのようなものか。	<p>エネルギー等価格高騰の影響を受けている対象施設・事業所の物価高騰による負担を軽減し、サービスの継続的な提供を促進するため、支援対象施設・事業所の区分により、定額の支援金を支給することとしております。</p> <p>光熱費分 入所系施設・事業所 定員数 × 1人あたり単価4,000円 通所系事業所 1事業所あたり<b>59,000円</b> 訪問系事業所 1事業所あたり<b>21,000円</b> 食材料費分 入所系施設・事業所 定員数 × 1人あたり単価7,000円 通所系事業所 定員数 × 1人あたり単価2,000円</p>
8	対象・要件	支援単価には施設（事業所）の定員数をかけるのか。それとも申請時点での入所者（利用者）の人数をかけるのか。	申請時点の入所（通所）者の人数ではなく、指定権者から指定を受けた定員数をかけてください。
9	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、その市町の施設について県の支援は行うのか。	各市町が、今年度の物価高騰への支援として、介護サービス事業所、介護保険施設又は障害福祉サービス施設に対し、支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予定の場合において、市町の支援を受ける事業所に対しても県の支援金を支給いたします。
10	対象・要件	公設民営の施設は対象か。	対象として差し支えありません。（ただし、 <u>公立公営の施設、事業所は対象外</u> となります。）
11	対象・要件	医療型障害児入所施設は、病院としての機能も併せ持つが、医療機関、障害福祉施設等双方の支援金を受けられるのか。	医療機関と障害福祉施設の機能を兼ね備えている場合には、医療機関対象の支援金又は障害福祉サービス施設・事業所対象の支援金のいずれかを選択してください（重複申請はできません）。

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急（追加）支援事業費支援金にかかるQ&A（障害者施設等）

No	区分	質問	回答
12	対象・要件	<p>同一の事業所で障害福祉と介護保険の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合は、障害福祉サービス支援と介護サービス施設等支援のどちらが優先か。</p> <p>同一の事業所で障害福祉の居宅介護と介護保険サービスの訪問介護の指定を受けている場合、どちらが優先か。</p>	<p>障害福祉サービス又は介護保険サービスのうち、主となるサービスで申請してください（重複申請はできません）。</p> <p>居宅介護又は訪問介護どちらか一方のサービスで申請してください（重複申請はできません）。</p>
13	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	原則、県電子申請システムを利用した申請となります。障害福祉課ホームページに掲載の様式を作成のうえ、電子申請システムから登録をお願いします。
14	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、 <b>障害福祉課に事前に連絡いただいたうえで</b> 、郵送での申請も受け付けます。
15	申請方法等	申請書は県に持参できないか。	原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、 <b>障害福祉課に事前に連絡のうえ郵送してください</b> 。 なお、必須ではありませんが、レターパック等で郵送されると配送状況が追跡可能となります。
16	申請方法等	法人代表者（申請者）と異なる名義の口座（例：施設長）を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	<p><b>申請者である法人代表者と口座名義は一致（法人名のみの名義は可）する必要があります。</b>  <b>これが異なる場合、支払いができません。支払先はあくまで法人です。代表者と同一人物であっても法人名が異なる場合は不一致と判断します。</b></p> <p>ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載しています。</p>
17	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和8年2月6日（金）までとなります。
18	申請方法等	申請は法人単位で行うのか、各事業所単位で行うのか。	申請は、法人等単位で行っていただくこととなります。法人等が複数の事業所を運営している場合は、法人等でまとめて申請してください。 ただし、申請書1件あたり登録できる振込口座は1件になりますので、事業所ごとに振込先口座が異なる場合は、それぞれの事業所ごとに申請書を作成してください。

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急（追加）支援事業費支援金にかかるQ&A（障害者施設等）

No	区分	質問	回答
19	申請方法等	インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、どのような書類を添付すればよいか。	口座確認のための書類は、支援金の振込みに必要な口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等）を確認できる書類（通帳の表紙、表紙の裏の見開き部分）を添付してください。 インターネットバンキングの場合は、インターネット上で口座情報を確認できるページを印刷したものでも差し支えありません。 当座預金の場合は、当座勘定照合表、残高証明書等口座情報が記載された書類を添付してください（口座情報以外の部分は黒塗りしていただいて構いません。）。
20	申請方法等	障害福祉サービスと介護保険サービスの事業を経営している場合、法人単位で申請するのであれば、両者をまとめて1つの申請書を提出するのか。	県の担当課が異なるため、障害福祉サービスと介護保険サービスで分けて、それぞれの担当課に申請をお願いします。
21	支払	支援金が支払われる前に決定通知はあるのか。 口座に入金されるときに通知はあるのか。	支援金を交付する際に決定通知は行いません。 また、口座に入金する際にも県から通知は行いませんので、申請者で入金確認をお願いします。
22	証拠書類	今回の支援金の支給を受けるにあたり、証拠書類などはどのようなものを揃えておけばよいか。	支援金の支給を受けるにあたって必要となる証拠書類はありませんが、県に提出した申請書の控えは必ず保管するようにお願いします。